

## 個人情報の取扱いに関する重要事項

本重要事項において使用する用語は別途の定めのない限り「MOTOCA(モトカ)電子マネー」(以下「モトカ」という)モトカ会員規約における用語と同様の意味とします。

1. 会員(MOTOCAサービスの入会申込みをしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後にシステム管理会社(以下「当社」という)に届け出た事項およびMOTOCAサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当社が必要な保護措置を行った上で次の目的のために収集・利用することに同意します。なお、会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

- (1) MOTOCAサービスおよびポイントサービスの提供のため
- (2) MOTOCAおよびそれに関連する事業に関するサービス・商品を開発するため当社が上記事業における営業案内、お得情報その他の情報案内を送付するため
- (3) 当社が提携した企業から受託した宣伝物・印刷物を送付するため
- (4) 第2項(3)に掲げる目的のため「利用目的の特定」第15条

2. MOTOCA会員は、個人情報を当社と下記(2)記載の者(以下「共同利用者」といいます。)が次のとおり共同して利用することに同意します。「個人データの共同利用」(法23条4項3号)

- (1) 共同利用する個人情報の項目  
会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、その他入会申込時および入会後に当社に届け出た事項およびMOTOCAサービスの利用履歴等の情報。
- (2) 共同利用者の範囲  
共同利用者となるものは、協同組合鹿本ショッピングセンターの営業者とMOTOCAサービスの加盟店。<<http://www.sc-rio.jp/>>に掲載しております。
- (3) 共同利用の目的
  - ① ポイントサービスの提供のため
  - ② 共同利用者が取扱うサービス・商品の開発のため
  - ③ 共同利用者が取扱うサービス・商品についてのお得情報その他の情報案内を送付するため
  - ④ 会員からのお問い合わせに対する回答、ご請求いただいた資料の送付のため
  - ⑤ 会員が応募したキャンペーンなどの景品の発送や発送状況など関連する情報をご案内するため
- (4) 個人情報の管理について責任を有する者  
<<http://www.sc-rio.jp/>>に掲載しております。

3. 当社は、1. (3) (4)、2. (3) ③により同意を得た範囲内で当社または共同利用者が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社および共同利用者での利用を中止する措置をとります。
4. 当社は、会員が入会の申込に必要な事項の記載を希望されない場合、または本重要事項に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることがあります。
5. 1. (3) (4)、2. (3) ③に定めるお得情報の送付等に対する中止の申し出の後、再度お得情報の送付を希望される場合は、当社が再開の措置をとります。
6. 当社および共同利用者は、2. により共同利用する個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、2. (3) に定める目的以外には利用しないものとします。
7. 会員は、当社に対して、ご自身に関する個人情報を開示するよう請求ができます。また、万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合せ・ご相談については下記におたずねください。「保有個人データに関する事項の本人への周知」(法24条1項)

システム管理会社本部：

協同組合鹿本ショッピングセンターリオ（お客様相談室 9:00AM ～ 5:00PM 土・日休）

個人情報管理責任者：事務局

〒861-0331 熊本県山鹿市鹿本町来民549番地3

0968 (46) 5511

お問い合わせフォーム<<http://www.sc-rio.jp>>

## MOTOCA会員規約

### 第1条（目的）

本規約は、協同組合鹿本ショッピングセンターリオ（以下「リオ」という）・協同組合植木ショッピングプラザ（以下「ウエッキー」という）＝（双方に共有する場合（以下「両店舗」という）が発行するMOTOCAの利用条件について規定するものであり、会員が携帯電話内蔵IC等（以下「MOTOCA端末」という）を使用してMOTOCAを利用するにあたり本規約が適用されます。なお、MOTOCAサービスに付随または関連して両店舗またはMOTOCA加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社及び両店舗またはMOTOCA加盟店が別に定める規約が適用されます。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) MOTOCAとは、当社が発行し、MOTOCA端末をツールとしてMOTOCA管理サーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) MOTOCAサービスとは、会員がMOTOCAの加盟店に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払として、

- 当社所定の方法によりMOTOCA端末にチャージされたMOTOCAを利用することで、MOTOCA加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) MOTOCA端末とは、会員がMOTOCAを管理および利用するための、ICチップが内蔵され、本規約が定めるMOTOCAシステム利用可能な記録媒体をいいます。
  - (4) 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえMOTOCAサービスの入会を申し込まれた方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。なお、申込みの時点で18歳未満の方は、入会の申込みに親権者の同意が必要となります。また、入会申込みと同時に一定金額5,000円以上をお願いすることになります。同一の方が複数のMOTOCA端末を保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取り扱われます。
  - (5) MOTOCAの加盟店とは、当社または両店舗と提携している会社とMOTOCAサービス利用加盟店契約を締結し、MOTOCAサービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。
  - (6) チャージとは、会員が、当社所定の方法により、MOTOCA端末に現金を加算することをいいます。
  - (7) MOTOCA端末内残高とは、MOTOCAにチャージされ、会員が利用することのできるMOTOCAの量をいいます。なお、会員がMOTOCA端末およびその他の承認されたツールを喪失された場合、当社はカード内残高に対し責任を負いかねます。自己責任を原則といたしておりますので、ご注意ください。
  - (8) POS及び発券機等(以下「POS等」という)とは、MOTOCA加盟店またはMOTOCA加盟店の指定する場所に設置された、MOTOCAの読み取りおよび引き去り、取引データの記録その他のMOTOCAを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
  - (9) チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

### 第3条 (MOTOCAカードの貸与) ※今後作成予定条項

1. 当社は、会員本人にMOTOCAカードを作成貸与します。会員は、MOTOCAカードを受け取ったときに当該MOTOCAカードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。MOTOCAカードは、会員本人以外には使用できません。
2. MOTOCAカードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってMOTOCAカードを使用し管理しなければなりません。また、会員はMOTOCAカードを貸与、譲渡、担保提供その他の処分をなすことや、会員番号その他MOTOCAカード固有の情報を当社及び両店舗または共有電子マネー加盟店以外の第三者に情報提供することもできません。
3. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

届出フォーム<<http://www.sc-rio.jp>>

### 第4条 (不正使用等の禁止)

会員は、MOTOCA端末およびMOTOCAカードの偽造、改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

#### 第5条 (パスワードの管理 )

1. 当社は、会員に、パスワードを登録していただく場合があります。
2. 会員は、パスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員番号とパスワードを使用して行われた行為は、その会員番号の会員の行為とみなします。
4. 会員によるパスワードの管理または試用に起因して生じた会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、パスワードを忘れた場合またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載のお問合せセンターの指示に従うものとします。

#### 第6条 (チャージ)

1. 会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
2. 会員は、1枚のMOTOCA端末及びMOTOCAカードに対して、MOTOCA内残高が5万円以上となるチャージはできません。

#### 第7条 (MOTOCAサービスの利用 )

1. 会員は、MOTOCA加盟店でMOTOCAサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、はがき・切手・印紙類、その他別途定める一部商品について、MOTOCA加盟店により利用を制限する場合があります。
2. 会員がMOTOCA加盟店でMOTOCAサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のMOTOCA端末等から利用額に相当するMOTOCAが引き去られ、利用端末にMOTOCA利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、MOTOCA加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社および両店舗またはMOTOCA加盟店の定める方法により、商品券等とMOTOCAを併用することができます。ただし、現金との併用はできないものとします。POS等において認識されたMOTOCA端末等内残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社および両店舗またはMOTOCA加盟店が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員は、MOTOCAサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、POS等に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるMOTOCA端末等内残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でMOTOCA加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該MOTOCA端末等内残高について誤りがないことを了承したものとします。

#### 第8条 (MOTOCA端末等内残高の確認 )

1. MOTOCA端末等内残高は、POS等により確認することができます。
2. 前項のほか、会員は、MOTOCA端末等内残高を本規約末尾に記載のお問合せセンターにより確認することができます。ただし、この場合、MOTOCA加盟店から当社に対して定期的に配信されたデータに基づく残高となるため、実際のMOTOCA端末等内残高と異なる場合があります。

#### 第9条（ 会員資格の有効期間 ）

会員は、最後にMOTOCAサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に会員資格を喪失し、一切のMOTOCAサービスを利用できなくなります。この場合、MOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

#### 第10条（ MOTOCAの合算 ）

会員は、MOTOCAを他の共有電子マネーカードに移転することはできません。

#### 第11条（ MOTOCAカード発行手数料 ）

1. 会員は、MOTOCAカードの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとする。ただし、MOTOCA端末を利用する場合一定金額5,000円以上のチャージにより免除されます。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

#### 第12条（ MOTOCAサービスの利用ができない場合 ）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間においてチャージすること、MOTOCAサービスを利用した商品の購入もしくは提供を受けること、ならびにMOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高の確認をすることができません。

- (1) MOTOCAサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) MOTOCA端末等、POS等、チャージ端末、これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

#### 第13条（ 退会および会員資格の喪失 ）

1. 会員は、カード内残高およびセンター預かり残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、MOTOCAサービスの利用ができなくなります。
2. 第9条にかかわらず、会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるMOTOCAの利用を直ちに中止させ、MOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高をゼロとすることができます。
  - (1) MOTOCA端末等またはMOTOCAを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
  - (2) MOTOCA端末等またはMOTOCAを不正に使用、利用した場合。
  - (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
  - (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
  - (5) 前二項の場合、会員は、当社の指示に従い、MOTOCAカードを返還するものとします。

#### 第14条（換金等不可）

第20条第2項の場合を除き、MOTOCAの換金または現金の払戻しはできません。

#### 第15条（MOTOCA端末等の破損、汚損時の再発行等）

1. 当社は、MOTOCA端末等の破損、汚損等の理由により会員がMOTOCAカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損、汚損等したカードと引き換えに新しいMOTOCAカードを再発行します。MOTOCA端末も再発行の場合新しいMOTOCA端末に移管します。この場合、会員は、第11条に定める発行手数料の支払いまたは一定のチャージを行うものとします。
2. 前項によりMOTOCA端末等が再発行された場合、当社所定の方法で確認されたMOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高が再発行されたMOTOCA端末等に引き継がれるものとします。

#### 第16条（MOTOCAカード喪失時の再発行等）

1. 当社及び両店舗は、会員から紛失、盗難等によりMOTOCAカードを喪失した旨の届出があった場合または第三者からMOTOCAカードを拾得した旨の届出があった場合、当該MOTOCAカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。  
なお、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
2. 両店舗は、紛失、盗難等によりMOTOCAカードを喪失した場合、会員がMOTOCAカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、MOTOCAカードを再発行します。MOTOCA端末も再発行の場合、新しいMOTOCA端末に移管します。この場合、会員は第11条に定める発行手数料の支払いまたは一定のチャージを行うものとします。
3. 前項によりMOTOCA端末等が再発行された場合、当社によるMOTOCA端末等の使用停止措置が完了した時点のMOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高が再発行されたMOTOCA端末等に引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
4. 会員がMOTOCA端末等の紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、MOTOCA内残高またはセンター預かり残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社および両店舗は一切の責任を負いません。
5. MOTOCAカードの再発行後、会員が喪失したMOTOCAカードを発見した場合、会員は、発見したMOTOCAカードを遅滞なく当社に返還するものとします。

#### 第17条（MOTOCA加盟店との紛議）

1. 会員が、MOTOCAサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とMOTOCA加盟店との間で解決するものとします。
3. 前項の場合においても、会員は、当社および両店舗に対し、MOTOCAの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

#### 第18条 （ 個人情報の収集・利用 ）

会員（本条においては、MOTOCAサービスの入会申込みをしようとする方を含みます。）

は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項およびMOTOCAサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

#### 第19条 （規約の変更 ）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、MOTOCAサービスを利用した商品等の購入、MOTOCA端末等内残高の確認またはセンター預かり残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### 第20条 （MOTOCAサービスの終了 ）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、MOTOCAサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - (1) 社会情勢の変化
  - (2) 法令の改廃
  - (3) その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、MOTOCA端末等内残高およびセンター預かり残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻し請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

#### 第21条 （制限責任）

第12条に定める理由およびその他の理由により、会員がMOTOCAサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

#### 第22条 （通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

#### 第23条 （業務委託）

当社は、本規約に基づくMOTOCAサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

## 第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国憲法が適用されるものとします。

### 【MOTOCA端末等に付されるMOTOCAマーク】

#### 【ご相談窓口】

1. 共有電子マネーに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問合せセンターまでご連絡ください。

0968-46-5511

2. 個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合せ・ご相談につきましては下記におたずねください。

協同組合 鹿本ショッピングセンター MOTOCAサービス お客様相談室

（9：00AM～5：00PM 土・日休）個人情報管理責任者：事務局

〒861-0331 熊本県山鹿市鹿本町来民549番地3 0968(46)5511

## MOTOCA利用既存ポイントサービス特約（カード版）

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、会員に対する付帯サービスとして提供される、会員がMOTOCAを利用すること等により、両店舗が発行する各々ポイントカード(以下「ポイントサービス」という)を介して行うポイントサービスについて定めることを目的とします。
2. ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約に従うものとします。

### 第2条（ポイント加盟店）

1. ポイントサービスを提供することを当社との間で合意したMOTOCA加盟店（以下、「ポイント加盟店」といいます。）と当社は、本規約に定めるところによりポイントサービスの提供をします。
2. ポイント加盟店は<<http://www.sc-rio.jp/>>に掲載しております。なお、ポイント加盟店は変更されることがあります。

### 第3条 (ポイント付与の方法)

1. 会員が、MOTOCAサービスを利用するために、決済した金額に応じてポイントが付与され、そのMOTOCA端末等に記録されるものとします。
2. ポイント付与率は決済金額、サービス、付与日等の付与方法により異なります。
3. 当社またはポイント加盟店は、第1項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。

### 第4条 (ポイント利用について)

1. 会員は、付与されたポイントが協同組合鹿本ショッピングセンターリオ及び協同組合植木ショッピングプラザ各々の花カード・ウェッキーカードポイントとそれぞれの付与した店舗ごとに利用できるものとします。
2. 付与された各々でのポイントは合算できないものとします。
3. ポイントは換金することはできません。

### 第5条 (MOTOCA端末等再発行時のポイントについて )

会員がMOTOCA端末等を盗難、紛失、または破損し、会員規約に基づきMOTOCA端末等を再発行した場合には、当社所定の方法により確認されたポイントが再発行されたMOTOCA端末等に引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかったポイントについては、当社およびポイント加盟店は一切の責任を負いません。

### 第6条 (ポイントの有効期限 )

1. ポイントの有効期限は各々の店舗において定めるものを有効期限とする。
2. 有効期限までに使用されなかったポイントは失効するものとします。
3. 会員が退会または会員資格を喪失した時点で、それまでのポイント残高は失効するものとします。

### 第7条 ( 本特約の改廃 )

本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。

## MOTOCAサービス加盟店規約

### 第1条 (目 的)

本規約は、本部管理会社協同組合鹿本ショッピングセンターリオ（以下「当社」といいます。）が、発行するMOTOCAの利用条件について規定するものであり、協同組合鹿本ショッピングセンター・植木ショッピングプラザ（以下「両店舗」という）内加盟店がMOTOCA端末等による決済に際してMOTOCAサービスの一切の利用にあたり本規約が適用されます。なお、MOTOCAによる会員へのサービスの基本的事項についても加盟店は当社に従うものとします。

### 第2条 (加盟店)

- 1 本規約の承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人または個人を加盟店とします。
- 2 加盟店は、本規約に定める店舗・施設においてのみ利用を承認するものとします。
- 3 加盟店は、本規約に従い加盟店である表示を店舗または売場の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
- 4 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

### 第3条 (MOTOCAサービスの取り扱い)

- 1 加盟店は、会員からMOTOCA端末等の提示による決済の要求があった場合、当該カードの真偽、チャージ残高、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効であることを確認し、当社POS等に入力し、決済をおこなうものとします。なお、チャージ残高が不足する場合は、その旨を会員に説明し、当社所定方法によりMOTOCA端末等にチャージ後、決済する。
- 2 MOTOCA端末等で決済され、その後に返品の申し出があった場合、当社所定方法で処理する。
- 3 加盟店は、会員から提示されたMOTOCA端末等に対し、カードの真偽、有効期限または会員情報に移動、不備があった場合は速やかに当社に報告し、その改善を積極的に進めなければならない。

### 第4条 (MOTOCAの受付)

加盟店は、MOTOCAの新規会員の入会に積極的に参画して、この事業の発展に貢献するものとする。

- 1 加盟店は、一般客より、MOTOCA入会の意思表示があった場合、当社が指定する方法で、会員の受付ができるものとする。受付時の必要事項は、会員の氏名、住所、生年月日、年齢、性別等である。その際、現金のチャージも同時に行うこととする。

加盟店は、新規の会員受付のほか、カード紛失、破損等の事由による再発行受付、また不備、不明な点においても会員に対して、真摯な対応をすることとする。

MOTOCAの受付に対しては、加盟店自ら、その受付方法を十分に熟知するように務め、従業員一人一人まで徹底するよう、説明会をおこなわなければならない。

#### 2 受付方法

- (1) 新規MOTOCA会員の入会金（発行手数料）は当社指定MOTOCAカードを希望する場合800円とする。ただし、チャージと同時に500円分の各々カードポイント分を加算する。MOTOCA入会会員は入会時に一定金額5,000円以上をチャージすることとする。申込

書は当社事務局に遅滞なく提出しなければならない。

- (2) カードの紛失、破損、盗難等によりカードを再発行する場合は、発行手数料を会員から頂き、その申込書と一緒に当社事務局に遅滞することなく提出しなければならない。また、再発行の際は、前MOTOCAチャージ残高、ポイント残高、カードの履歴に対しすべて、新MOTOCA端末等に移管することを会員に伝えなければならない。

再発行の申出前に、チャージ残高、ポイント残高に対し、悪用使用があった場合、当社はその被害に対して責務を負わないものとする。加盟店は、申し出があった場合速やかに当社事務局に連絡する。加盟店の遅滞および責任が確認された場合は会員の損害を負うことになる。

- (3) MOTOCA端末等は、会員に対しカード1枚とする。複数のカードを保有された場合、特定の特典および会員資格無効となる場合があるので、会員に対し十分な説明を行わなければならない。

#### 第5条 (MOTOCAサービスの負担)

加盟店は、MOTOCAの利用促進に対して、当社が規定したMOTOCAサービスは勿論、加盟店が独自に課したサービスに関し双方ともに費用を負担するものとする。この際、加盟店は当社に対し、加盟店独自の特典の承認を得るものとする。

#### 第6条 (決済金の返還)

当社は加盟店に対し、MOTOCAによる決済金の清算は、通常当社が預かるチャージ預り金より未締めの日に行うものとする。

#### 第7条 (MOTOCAの事業費)

加盟店は、このMOTOCAシステムの利用に対して、掛かる通常運営費、導入メンテナンス費および会員特典等について当社が決定する費用負担割りで負担しなければならない。この費用の清算については、当社が預かるチャージ預り金により相殺清算できるものとする。

#### 第8条 (MOTOCA会員の利用)

加盟店は、MOTOCA会員に対して、必要な営業目的の情報として、この会員の情報を利用できるものとする。その際、この規約に基づく、「営業秘密等の守秘義務及び個人情報の守秘義務等」を守らなくてはならない。

#### 第9条 (営業秘密等の守秘義務)

- 1 加盟店及び当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。
- 2 前項の営業秘密等には、当社により加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等も含まれるものとする。
- 3 加盟店及び当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 4 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に当社

の指示内容に従い、その期間内に知り得た当該システム情報等返却又は廃棄するものとする。

5 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

#### 第10条（個人情報の守秘義務等）

- 1 加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に使用しないものとします。
- 2 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとする。
  - (1) 加盟店及び当社間でのペーパーやMT等を媒体にオフラインで交換される当社の会員の個人に関する情報。
  - (2) 加盟店が当社から直接受け取った当社の会員の個人に関する情報（申込書等）。
  - (3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った当社の会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）。
  - (4) MOTOCAを利用することでホストコンピューター等に登録される当社の会員の個人に関する情報（利用履歴情報、残高情報等）
- 3 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 4 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとする。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとする。
- 5 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

#### 第11条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

- 1 加盟店は、本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契約における加盟店と同様の機密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとする。
- 2 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

#### 第12条（第三者からの申立）

- 1 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟上外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がなされた場合、加盟店は当該申立の調査解決につき当社に全面的に協力するものとする。
- 2 前項の第三者からの当社に対する申立が第10条3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が該当申立を解決するに要した一切の費用を負担するものとする。
- 3 本条の定めは、本契約終了後も有効とするとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用される。

#### 第13条（個人情報安全管理措置）

- 1 加盟店は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店における個人情報の目的以外利用・漏洩等が発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 加盟店は、売上票等及びその他記載、記録されている個人情報をも本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。
- 3 加盟店は、個人情報を会員に公表又は通知した以外の目的に使用し、又は、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときは、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとする。

#### 第14条（解約）

加盟店又は当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとする。

#### 第15条（規約違反）

- 1 前条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとする。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとする。
  - (1) 加盟店申込書又は本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
  - (2) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
  - (3) 監督官庁から営業の取消又は停止処分を受けた場合
  - (4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社整理、再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てられ、または自ら会社整理、再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは破産の申立をした場合
  - (5) そのた財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
  - (6) その他本規約に違反した場合若しくは会員からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合
- 2 前項各号のいずれかの事態が生じた場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部又は一部の支払を保留することができるものとする。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた延滞損害金を除き、延滞損害金の支払義務を負わないものとする。
- 3 加盟店は、前条及び第1項により本契約が解約された場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店標識を取り外し、未使用伝票を含めた一切の用品を返却するものとする。

#### 第16条（規約の変更、承認）

本規約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知又は新規約を送付する。加盟店がその通知又は送付を受けた後において、会員に対して取扱いを行った場合には、変更事項又は新規約を承認したものとする。

#### 第17条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱いをするものとする。

#### 第18条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で控訴の必要が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。